

## 加古川市公的個人認証サービス事務取扱基準

平成30年11月29日

市民課長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、総務省が公的個人認証サービス事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）で定める電子証明書に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(照会回答書の期限)

第2条 電子証明書の発行等の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために送付する照会書兼回答書について、回答期限を申請日から原則90日後とする。ただし、90日後が閉庁日である場合は、翌開庁日を期限とする。

(本人確認書類)

第3条 事務処理要領に記載された、書類1点の提示で本人確認書類として認めるものについて、付録1「本人確認書類（A）」に整理する。

2 照会書兼回答書を用いた本人または法定代理人の本人確認書類は、前項に記載の書類のほか、付録2「本人確認書類（B）」に記す書類を相当とする。

(利用者の責によらない電子証明書の失効)

第4条 次の各号に定める理由により利用者の電子証明書が失効したことを知ったときは、利用者に通知する。

- (1) 住民票の誤入力が発見し、職権により修正したために失効した。
- (2) 前号のほか、利用者の申請、届出等によらない理由で電子証明書が失効した。

**附 則**

この基準は、平成30年11月29日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和5年12月21日から施行する。

加古川市公的個人認証サービス事務取扱基準【付録】

付録1 本人確認書類(A)

本人確認書類の種類		備考
パスポート、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書		
住基カードBバージョン(写真付き)、個人番号カード		以下のいずれかの確認ができなければ受付不可。 1. 住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号による照合を行う。 2. 上記1に失敗した場合は、ICチップに記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認。
省令別表に記載されているもの	運転免許証	
	運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)	
	船員手帳	
	海技免状	
	小型船舶操縦免許証	
	猟銃・空気銃所持許可証	
	身体障害者手帳	
	戦傷病者手帳	
	宅地建物取引士証	
	電気工事士免状	
	無線従事者免許証	
	認定電気工事従事者認定証	
	特種電気工事資格者認定証	
	耐空検査員の証	
	航空従事者技能証明書	
	運航管理者技能検定合格証明書	
	動力車操縦者運転免許証	
教習資格認定証		
検定合格証		
官公庁の職員証(写真付き)		身分を証明するに足るもので、市町村長が適当と認める場合

加古川市公的個人認証サービス事務取扱基準【付録】

付録2 本人確認書類(B)

本人確認書類の種類	備 考
住基カードAバージョン(写真無し)	<p>以下のいずれかの確認ができなければ受付不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号による照合を行う。</li> <li>2. 上記1に失敗した場合は、ICチップに記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認。</li> </ol>
付録1「本人確認書類(A)」の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類	
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、生活保護受給者証、被保険者証(健康保険、介護保険等)、各種医療受給者証、年金手帳(証書)	
上記のほか、官公庁発行の書類	